

箕輪町公式ホームページリニューアル業務委託 審査実施要領

1 審査方法

- (1) 箕輪町公式ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。
- (2) 審査委員会は、一次審査で書類審査を実施し、評価点の上位3者を第一次審査通過者とする。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。※評価点については、審査選考中は公開しない。
- (3) 参加申込が1社の場合でも、一次審査及び二次審査を実施し、合計点数が500点を超えた場合は交渉権者とする。

2 一次審査（書類審査） 配点：600点

箕輪町公式ホームページリニューアル業務プロポーザル審査委員会事務局（以下「事務局」という。）において、以下のとおり書類審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
CMS 機能要件一覧表及びデータセンター機能要件一覧表の適応状況	CMS 機能要件一覧表（別紙3）及びデータセンター機能要件一覧表（別紙4）を基に、対応状況について採点する。	150点
企画提案書の内容	企画提案書（任意様式）の内容を評価し採点する。	350点
費用見積書（構築費用）	費用見積書を基に、最低見積価格を基準に採点する。	50点
費用見積書（保守費用）	費用見積書を基に、最低見積価格を基準に採点する。	50点

3 二次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション） 配点：400点

- (1) 日時
令和6年6月中旬（予定）

【別紙 6】

- (2) 場所
箕輪町役場 2階 大会議室（予定）
- (3) 出席者
1 提案につき 3 名以内
- (4) 実施時間
1 提案につき 60 分以内（うち 15 分は質疑応答）
- (5) 実施順番
事務局において、抽選を行い決定する。
- (6) プレゼンテーションの内容
企画提案書作成要領（別紙 5）の「1 企画提案書の構成」に沿って説明すること。
また、企画提案書のアピールポイントや表現しきれないイメージ等について補足すること。なお、企画提案書に記載された内容と異なる説明は認めない。
- (7) デモンストレーションの内容
コンテンツ作成から公開までの一連の操作方法や CMS の特徴的な機能について、説明すること。
 - (ア) 基本操作（画面構成、コンテンツ作成方法、公開手順及び承認申請フロー等）
 - (イ) 管理者メニュー操作（承認及び否認、部署及びユーザ管理、ログ確認等）
 - (ウ) 付加機能（CMS の特徴的機能等）
- (8) その他
モニター、HDMI ケーブルは本町で準備するが、その他必要な機器は、提案者が準備すること。

4 優先交渉権者決定に関する特記事項

- (1) 提案者が 1 社の場合の取り扱い
 - (ア) 一次審査を実施し、合計点が 300 点以上の場合、二次審査を実施する。
 - (イ) 一次・二次審査の合計点が 500 点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い
 - (ア) 当該提案者それぞれの二次審査の得点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

【別紙 6】

- (イ) 当該提案者それぞれの二次審査の得点と同じ場合、一次審査の「企画提案書の内容の得点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (ウ) 当該提案者それぞれの二次審査の得点及び一次審査の「企画提案書の内容の得点」が同じ場合、「CMS 機能要件一覧表及びデータセンター機能要件一覧表の適応状況の得点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (エ) 当該提案者それぞれの二次審査の得点、一次審査の「企画提案書の内容の得点」、「CMS 機能要件一覧表及びデータセンター機能要件一覧表の適応状況の得点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。